

# 市・県民税の 税額決定・納税通知書を 発送します



市・県民税は、市や県の行政を支える大切な財源のひとつです。原則として毎年1月1日現在で市内にお住まいの方が対象となります。

※4月・6月・8月に年金から天引きされた額が、決定された税額を上回る方に  
は、後日、過納金を還付する通知を送付します。

## 市・県民税の 申告について

毎年、1月1日に茂原市内にお住まいの方は、収入の有無にかかわらず、前年中の所得を茂原市に申告していただ

く必要があります。申告され  
ていない場合は、市・県民税  
だけではなく、国民健康保険  
税や介護保険料、後期高齢者  
医療保険料、保育料、高額療  
養費の自己負担限度額などの  
決定が正しくできないことが  
あります。

ただし、次の①～④に該当  
する方は申告の必要はありま  
せん。

①税務署に確定申告書を提出  
された方

②給与所得のみの方で、勤務先から茂原市へ給与支払報告書の提出がある方（提出の有無は勤務先へ確認してください。）

③公的年金等に係る所得のみで、扶養、医療費などの各種控除を受けない方

④税制上の被扶養者等となつてている方

お問い合わせは、  
市民税課（2階）

納稅方法

**〔事業所得者など  
の場合〕** 普通徴収（個人納付）の年4回（6月・8月・10月・翌年1月）の納期で、納付書もしくは口座振替で納めてください。

前年中および平成30年4月1日において老齢基礎年金等の支払いを受けている65歳以上の方が対象となります。

② 給与からの特別徴収の場合

【給与所得者】

6月から翌年5月までの12回で給与から天引きされます。

平成30年度の税額決定通知書は、5月中旬に給与支払者あてに、発送しています。勤務先を通じてお受け取りください。

③ 公的年金からの特別徴収の場合

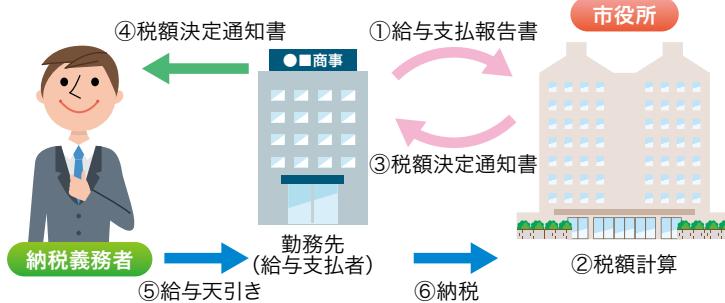
【年金所得者】

納稅方法

## ①普通徴収の場合



## ②給与からの特別徴収の場合



### ③公的年金からの特別徴収の場合

